

1

令和4年第4回

多治見市議会定例会議案

令和4年8月22日

目 次

報第16号	専決処分の報告について	1
報第17号	専決処分の報告について	2
認第1号	令和3年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について	3
認第2号	令和3年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
認第3号	令和3年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第4号	令和3年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第5号	令和3年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第6号	令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第7号	令和3年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
認第8号	令和3年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	10
報第18号	令和3年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について	11
報第19号	令和3年度多治見市継続費精算報告書の提出について	12
報第20号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	14
報第21号	令和3年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について	15
認第9号	令和3年度多治見市水道事業会計決算の認定について	17
議第80号	令和3年度多治見市水道事業会計利益の処分について	18
認第10号	令和3年度多治見市下水道事業会計決算の認定について	19
議第81号	令和3年度多治見市下水道事業会計利益の処分について	20
認第11号	令和3年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について	21
議第82号	令和3年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について	22
認第12号	令和3年度多治見市病院事業会計決算の認定について	23

報第22号	令和3年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	24
報第23号	令和3年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	25
報第24号	令和3年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	26
報第25号	令和3年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	27
議第83号	多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて	28
議第91号	工事請負契約の変更について	32
議第92号	権利の放棄について	33
議第93号	指定管理者の指定について	34
議第94号	指定管理者の指定について	35
議第95号	指定管理者の指定について	36
議第96号	多治見市教育委員会委員の任命について	37
議第97号	多治見市公平委員会委員の選任について	38

報第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

専第9号

損害賠償の額を定めるについて

令和4年5月10日午前8時45分頃、市内旭ヶ丘10丁目地内のコンビニエンスストア駐車場において、本市職員（文化財保護センター所属）の運転する公用車が、市道314300線上の信号待ちで停止中の車両の列に進入しようとしていた際、信号が青色になり停止中の車両が動き出したため後進したところ、後方に停止していた車両に接触し、同車両前部バンパー等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年6月17日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 168,996円

報第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

専第10号

損害賠償の額を定めるについて

令和3年12月23日午前8時15分頃、市内富士見町1丁目地内において、本市職員（三の倉センター所属）が運転する公用車（収集車）が、道路中央を越えてきた対向車と衝突し、同車両右前部及び右側面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年7月15日

多治見市長 古川 雅典

損害賠償額 一金 26,942円

認第1号

令和3年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第2号

令和3年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第3号

令和3年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第4号

令和3年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第5号

令和3年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第6号

令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第7号

令和3年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第8号

令和3年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

報第18号

令和3年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和3年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

報第19号

令和3年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和3年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

令和3年度多治見市継続費精算報告書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画						実 績						比 較							
				左			右			左			右			左			右				
				年割額	支 出 額	支 出 済 額	国県支出金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	一 般 財 源	国県支出金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	一 般 財 源	支 出 額	支 出 済 額	国県支出金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	年割額と支出済額の差	国県支出金	特 定 地 方 債	財 源 其 他
6	1	農業費	2	2,383,000	2,383,000	2,383,000	2,383,000				2,241,800	2,241,800	2,241,800	2,241,800			141,200				141,200		
		農業振興地域整備計画更新業務	3	1,536,000	1,536,000	1,536,000	1,536,000				1,443,200	1,443,200	1,443,200	1,443,200			92,800				92,800		
		計		3,919,000	3,919,000	3,919,000	3,919,000				3,685,000	3,685,000	3,685,000	3,685,000			234,000				234,000		
10	8	学校教育給食費	元	1,342,745,000	89,384,000	1,037,500,000	215,861,000				64,432,552	64,432,552	64,432,552	64,432,552	51,100,000		1,278,312,448	89,384,000	986,400,000			202,528,448	
		(仮称)食育センター建設事業費	2	1,328,181,000	113,329,000	903,800,000	311,052,000				799,955,818	799,955,818	799,955,818	799,955,818	616,300,000		528,225,182	28,460,000	287,500,000			212,265,182	
		計	3	10,000,000			10,000,000				1,727,126,710	1,727,126,710	1,727,126,710	1,100,900,000		△ 1,717,126,710	△ 112,152,000	△ 110,900,000				△ 504,074,710	
		計		2,680,926,000	202,713,000	1,941,300,000	536,913,000				2,591,515,080	2,591,515,080	2,591,515,080	1,768,300,000		89,410,920	5,692,000	173,000,000				△ 89,281,080	

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△4.0	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第21号

令和3年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和3年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

令和3年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【 】は目標値、()は令和2年度実績

項 目	目標達成に必要な事項	決算数値
1 収入の増加及び支出の抑制	①収入の増加 債権管理計画で定める収納率を達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。 ②支出の抑制 公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。	・諸納付金の収納率 ア 市税 現年度分 99.09% 【98.90%】 (98.61%) 滞納繰越分 43.39% 【30.00%】 (33.27%) イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分 99.03% 【98.75%】 (98.67%) 滞納繰越分 35.17% 【28.20%】 (29.41%) ・経常経費(普通会計) 歳出額 282.4億円 (274.4億円) 歳出構成比 63.5% (53.3%)
2 市債残高(一般会計負担分)の上限	一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和5年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。	・一般会計で負担すべき市債残高 437.0億円 (434.7億円) ・市債の実残高 541.6億円 (541.8億円)
3 基金の適正な管理	(1)財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。 (2)市債償還対策基金(合併特例債分を除く)は、令和5年度末残高を10億円以上確保します。 (3)職員退職手当基金は、令和5年度末残高を20億円以上確保します。 (4)庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。 (5)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。	財政調整基金残高 58.1億円 (50.1億円)…A うち災害復旧経費留保分 15.0億円 (11.0億円)…B うちリスク引当金 4.1億円 (2.9億円)…C 財政調整基金可処分額 39.0億円 (36.2億円) (A-B-C) 年度末残高 10.7億円 (8.6億円) ※ 合併特例債分を除く 年度末残高 20.2億円 (20.2億円) 年度末残高 21.2億円 (20.2億円) 処分額 0.7億円 (0.8億円)

認第9号

令和3年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

議第80号

令和3年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第10号

令和3年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

議第81号

令和3年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第11号

令和3年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

議第82号

令和3年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

認第12号

令和3年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

報第22号

令和3年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第23号

令和3年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

下水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
下水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第24号

令和3年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の
規定により、令和3年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、
別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第25号

令和3年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

病院事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
病院事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

議第83号

多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正するものとする。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「任命権者」を「引き続いて任命権者」に改め、「引き続いて」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常

勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第2号中「において当該非常勤職員が」を「において、当該非常勤職員が、」に改め、同条第3号中ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される」を「採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第8条の3第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条の3（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議第91号

工事請負契約の変更について

令和4年3月23日議第34号をもって議決を経た文化会館大規模改修工事 機械設備工事に係る株式会社池田産業本店との工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古 川 雅 典

記

契約金額「187,550,000円」を「198,594,000円」に変更する。

議第92号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 権利放棄の内容 地域経済循環創造事業補助金の返還金
- 2 債務者 ****
- 3 権利放棄する金額 1,495,364円
- 4 権利放棄の理由 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により閉店せざるを得なくなり、多額の累積赤字での解散であることから、負担を求めることは適当ではないと認められるため。
(2) 多治見駅周辺のにぎわいづくりに貢献し、一定の経済効果が得られたことにより補助金の目的が達成されているため。

議第93号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市駅北立体駐車場

2 指定管理者の名称等

多治見市本町3丁目25番地

一般社団法人多治見市観光協会

代表理事 松島 祥久

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

議第94号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市駅北ロータリー駐車場

多治見市駅南ロータリー駐車場

多治見市駅東原動機付自転車駐車場

2 指定管理者の名称等

多治見市本町3丁目25番地

一般社団法人多治見市観光協会

代表理事 松島 祥久

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

議第95号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

1 施設の名称

多治見市小泉交流センター

2 指定管理者の名称等

東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズユープ

代表理事 田嶋 羊子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

議第96号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求め
る。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***** *****	鈴木 亜紀子	*****	新任（任期は、令和 8年9月30日まで）

提案理由

本市教育委員会委員 中澤 香代氏の任期が、令和4年9月30日に満了するため、
後任として鈴木 亜紀子氏を新たに任命する。

議第97号

多治見市公平委員会委員の選任について

次の者を多治見市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月22日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	松岡 正延	*****	再任（任期は、令和 8年9月29日まで）

提案理由

本市公平委員会委員 松岡 正延氏の任期が、令和4年9月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

